

平成 29 年 宜野湾市教育委員会第 1 回（定例）会議録

教育長

教育委員

開催日時：平成 29 年 1 月 31 日 開会 14：03 閉会 16：03

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席委員：知念 春美教育長、諸喜田 徹教育長職務代理者、宮城 邦子委員、
大城 進委員、平良 明子委員

出席職員

【教育部】教育部長 島袋清松、教育次長 伊佐英明

（総務課）総務係長 城間香代子

（生涯学習課）生涯学習課長 佐久原 昇、文化スポーツ振興係長 比嘉祐子

【指導部】指導部長 仲村宗男、指導次長 桃原忍子

（給食センター） 学校給食センター所長 當山全盛、学校給食センター管理係長 名幸仁

議事案件

議案第 1 号 宜野湾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第 2 号 宜野湾市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則につ
いて

議案第 3 号 宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱の制定につ
いて

知念教育長	<p>ただいまから、平成 29 年第 1 回宜野湾市教育委員会定期会を開会致します。本委員会で審議します案件は、追加案件が 1 件ございまして合計 3 件であります。本日の会議録署名人は、諸喜田教育委員を指名したいと思っております。よろしくお願いいたします。休憩します。</p>
知念教育長	<p>再開致します。</p> <p>12 月 22 日開催第 13 回の会議録につきましては、本日お手元に配布されております、次回の会議までにご覧いただき、次の会議でご承認いただきたいと存じます。休憩いたします。</p>
知念教育長	<p>再開いたします。</p> <p>日程 1 「議案第 1 号 宜野湾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題と致します。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長</p>
島袋教育部長	<p>それでは、議案書の表紙を含め 3 枚程めくって頂きまして、1 頁をお願い致します。議案第 1 号 宜野湾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について 別紙の者を宜野湾市スポーツ推進審議会委員に委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条第 11 号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成 29 年 1 月 31 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。提案理由でございます。スポーツ基本法第 31 条の規定により、スポーツ推進計画及びスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、宜野湾市スポーツ推進審議会委員を委嘱する必要がある。ためでございます。2 頁をお願いします。宜野湾市スポーツ推進審議会委員名簿案でございます。委員の任期は、スポーツ推進審議会条例の第 4 条の規定により、2 年となっておりますので、平成 29 年 2 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日までの 2 ヶ年の任期でございます。又、スポーツ推進審議会条例、第 3 条において審議会の委員は、15 人以内で組織するとなっておりますので、今回、10 人の委員を選定致しました。それでは、名簿順に選定理由についてご説明申し上げます。</p> <p>先ず、お一人目は、宮里 勉氏でございます。現在、名桜大学の非常勤講師で、以前に、同審議会の委員を務めた経験がございます。スポーツ推進の専門的な知識と数多くの経験を持っている方でございますので、これまでの経験を活かした観点から助言を頂きたく、選考しております。</p> <p>お二人目は、伊佐 友孝氏でございます。現在、宜野湾市体育協会の会長で、市体育協会からの推薦もございまして、体育・スポーツ界代表としての意見を賜りたいと考え、同氏を選考致しました。</p> <p>三人目は、宮城 司氏でございます。現在、宜野湾市スポーツ少年団の理事で、少年スポーツのまとめ役の立場での意見や助言を頂きたいと考えております。又、宜野湾市スポーツ少年団からの推薦もございまして、同氏を選考致しました。</p> <p>四人目は、宮城 春美氏でございます。現在、宜野湾市レクリエーション協会</p>

	<p>の事務局長で、市レクリエーション協会からの推薦もございまして、レクリエーションを推進する立場の意見や助言を頂きたいと考えて、同氏を選考しております。</p> <p>五人目は、波平 道子氏でございます。宜野湾市婦人連合会の会長で、幅広く婦人会などからのご意見や助言を頂きたいと、選考致しました。又、同氏は、市婦人連合会からの推薦も受けております。</p> <p>六人目は、島袋 太樹氏でございます。現在、宜野湾市青年連合会の事務局長でございます。市青年連合会からの推薦もございまして、幅広く青年会からの意見やスポーツ推進へご協力を頂きたいと、同氏を選考致しております。</p> <p>七人目は、末吉 斉氏でございます。宜野湾市子ども会育成者連絡協議会の会長で、市子ども育成者連絡協議会から推薦もございまして、子ども会からの意見や助言を頂きたいと、同氏を選考致しました。</p> <p>八人目は、平安名 典子氏でございます。現在、宜野湾市スポーツ推進委員会の会長で、体育・スポーツ行政の推進役の立場でのご意見や助言を頂きたいと、選考致しました。</p> <p>九人目は、仲村渠 満氏でございます。宜野湾市社会福祉協議会の事務局長で、市社会福祉協議会からの推薦もございまして、社会福祉からの立場で、ご意見や助言を頂きたいと、同氏を選考致しました。</p> <p>最後になります。10人目は、新城 清子氏でございます。宜野湾市自治会長会の理事で、市自治会長会からの推薦もございまして、地域の代表として、幅広い立場での意見や助言を頂きたいと、同氏を選考致しました。</p> <p>以上、10名の委員の選考理由でございます。別冊で、議案の関連資料と致しまして、スポーツ基本法、宜野湾市スポーツ推進審議会条例並びに、宜野湾市スポーツ推進審議会運営規則を添付してございますので、こちらの資料も併せて御参照頂きたいと思っております。以上が、議案第1号、宜野湾市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてのご説明を申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
知念教育長	<p>本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
諸喜田教育委員	<p>活動内容を聞かせていただきたいです。推進委員の時に、定員に達していなかったのが、実際の現場で活動する人が少なく定員ギリギリまで人を増やした方がいいという話になったかと思いますが、10名で大丈夫なのでしょうか。</p>
島袋教育部長	<p>諸喜田委員がおっしゃるのはスポーツ推進委員という組織とスポーツ推進審議会がございまして、スポーツ推進委員につきましては、現場でいろいろなスポーツのイベントを支える役目があります。数多くのスポーツ推進委員を委嘱した方がいいというのが確かにございました。平成28年現在16名が委嘱されているようでございます。今のところ大きな支障はないとのことでございます。今回のスポーツ審議会委員でございますけど、提案理由でもご説明申しあげましたが、</p>

	<p>条例の中では 15 名以内で組織する事となっております、今回 10 名を選考しています。実は、平成 26 年 8 月以前の委員は 9 名で、今回より一人少ない委員で構成されておりその時も特に問題はございませんでしたので、10 名でも対応は可能かと考えております。</p>
諸喜田教育委員	現場とは違うので大丈夫だという事ですね。分かりました。
知念教育長	他にございますか。大城委員
大城教育委員	提案部署は生涯学習課ということですが、具体的な活動内容について、市民スポーツの観点なのかということと、学校教育についても管轄に入りますでしょうか。
佐久原課長	市民スポーツを対象に推進するということでございます。学校体育については別となります。
知念教育長	他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。
一同	異議なし
知念教育長	ご異議ありませんので質疑はこれにて終了致します。これより「宜野湾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を採決致します。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
一同	異議なし
知念教育長	<p>ご異議ありませんので本件は原案のとおり承認されました。これにて「宜野湾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を終了致します。</p> <p>続きまして、日程 2 「議案第 2 号宜野湾市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について」を審議と致します。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長</p>
仲村指導部長	<p>それでは、議案書 3 頁をお開き下さい。また、黄色表紙の新旧対照表 1 ページ並びに青色の表紙の議案書の 4 頁も合わせてご参照ください。</p> <p>議案第 2 号宜野湾市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について 宜野湾市学校給食センター設置条例施行規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成 29 年 1 月 31 日提出 宜野湾市教育委員会教育長知念春美</p>

	<p>提案理由でございますが、普天間第二学校給食センター及び真志喜学校給食センターの廃止並びに新設はごろも学校給食センターの設置に伴い、これらの施設の名称及び管轄学校に関する規定を改めるため、規則の一部を改正する必要があるためでございます。黄色表紙の議案資料、新旧対象表の1頁をご覧ください。宜野湾市学校給食センター設置条例施行規則第2条において、市内各給食センターの管轄学校を定めておりますが、普天間第二学校給食センター及び真志喜学校給食センターの廃止、新設はごろも学校給食センターの設置に伴い施設の名称及び管轄学校を定める内容となっております。宜野湾学校給食センター、大山学校給食センターの管轄学校に変更はございませんが、新設はごろも学校給食センターの管轄学校については、普天間第二学校給食センター及び真志喜学校給食センターの管轄学校でありました、普天間小学校 普天間第二小学校 はごろも小学校 大謝名小学校 嘉数小学校 普天間中学校 真志喜中学校 嘉数中学校の計8小中学校となっております。また、規則の施行日については平成29年4月1日となっております。以上、ご審議の程宜しくお願い致します。</p>
知念教育長	<p>本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願い致します。大城委員。</p>
大城教育委員	<p>まず3頁の議案第2号、今回の教育委員会規則の改定は、教育長に事務委任できないので、教育委員会の会議にて合意を求めていると。また、それに先立って6頁には、宜野湾市学校給食センター設置条例が出されています。条例ですので、条例を受けて規則に委任されていると、この条例の中にもセンター名がありますが、議会で事前に承認をされたということでしょうか。</p>
知念教育長	<p>指導部長。</p>
仲村指導部長	<p>条例の改正については12月議会で名称変更の上程をしております、この規則についても承認を得ております。</p>
大城教育委員	<p>条例の改正を受けて今回の規則の改正をしている、段階を踏まえているという事ですね。</p>
仲村指導部長	<p>はい。そうです。</p>
知念教育長	<p>他にございますでしょうか。宮城委員。</p>
宮城教育委員	<p>今のところがよく理解できないのですが、もう一度説明していただけますか。</p>
知念教育長	<p>指導部長。</p>
仲村指導部長	<p>条例につきましては、教育委員会には制定権がございませんので、条例を上程</p>

長	し承認を得ており、規則については、教育委員会内での採決という事です。
宮城教育委員	すべて議会で承認されるということではなく、この規則については、ここでの承認、議決を求めるといことなんですね。理解できました。ありがとうございます。
知念教育長	それでは質疑も尽きたようですので質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。
一同	異議なし
知念教育長	ご異議ありませんので質疑はこれにて終了致します。これより「宜野湾市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決致します。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
一同	異議なし
知念教育長	<p>ご異議ありませんので本件は原案のとおり承認されました。これにて「宜野湾市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について」を終了致します。</p> <p>続きまして、日程3「議案第3号宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱の制定について」を議題と致します。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長</p>
島袋教育部長	<p>それでは、本日お配りいたしました追加議案書の表紙をめくっていただきまして1頁をお願いいたします。</p> <p>議案第3号 宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱の制定について、宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱を次のように制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求め。平成29年1月31日提出宜野湾市 教育委員会教育長知念春美。提案理由でございますが、宜野湾市スポーツ少年団に加盟・登録している団体又は個人が県外大会等へ派遣される場合に要する経費に対し、補助金を交付する事により経済的な負担の軽減を図り、また市民に広く周知するため、要綱を制定する必要があるためでございます。提案理由を少し補足いたしますと、これまで内規でもって補助金を交付しておりましたが、広く市民に周知を図るため要綱を制定し、告示する必要があるとこととで財政担当部署からの指摘を受けての今回要綱制定となっております。</p> <p>議案書2ページをお開き下さい。「宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱」案でございます。第1条の趣旨でございますが、スポーツ活動による児童・生徒の健全育成を図るため、本市に在住する児童生徒で宜野湾市</p>

	<p>スポーツ少年団に加盟登録している団体又は個人が沖縄県を代表して、県外又は県内離島の大会に派遣される場合に要する経費に対し、補助金を交付するため必要な事項を定めております。第2条は、補助対象の範囲でございます。本市の小中学校に在籍、又は本市に住所を有する児童生徒が、県外等に派遣される場合に予算の範囲内において補助金を交付するものでございます。第1号が、県大会又は県大会に準ずる地区大会において、優勝又は準優勝の成績により選抜された団体等。第2号は、県大会等において、ベスト4以上の成績又は標準記録を上回り、主催者から推薦を受け、大会の出場権を得た団体等。第3号が、県を代表する優秀な選手として推薦又は選抜された団体等。第4号は、その他教育長が特に必要と認めた団体等が、補助対象となります。</p> <p>次に、第3条は補助対象経費及び補助金の額でございます。第1号に、対象期間を設けています。対象となる試合又は大会の行われる前日から試合又は大会終了の翌日までの範囲内となっております。第2号は、補助の対象範囲ですが、大会要項等に定められた登録選手を対象としています。第3号は、航空運賃の基準について定めております。第4号に、泊費の基準を設けております。1人1泊につき、6,500円を限度としております。第5号は交通費の基準でございます。原則、実費としますが、1人あたりの交通費の限度は、九州大会で5,000円、全国大会につきましても10,000円となっております。第6号が食糧費で、1人1日あたり1,000円を限度としております。第3条第2項では、補助金の限度額を定めております。補助対象経費が選手1人当たり4万円を超えた場合は、4万円とし、補助金の限度額は1団体あたり40万円となっております。</p> <p>以下、4条に補助金の交付申請、議案書をめくっていただきまして、3頁をお願いします。第5条が補助金の交付決定、第6条は実績報告書の提出、第7条においては、補助金の額の確定、第8条には、補助金の取り消し、第9条に、その他補助金の交付に関し、必要な事項を定めております。第4条から第9条までは申請方法や補助金の交付決定等の事務的な事項を定めておりますので、詳細説明は割愛させていただきます。</p> <p>次の4頁から13頁までが、補助金交付申請書などの様式を定めております。</p> <p>最後に議案書3頁に戻っていただきまして、附則でございますが、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するとしております。</p> <p>以上、議案第3号 宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱の制定についてのご説明を申し上げます。ご審議の程をよろしく願いいたします。</p> <p>知念教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。平良委員。</p> <p>平良教育委員 スポーツ少年団の県外の派遣に関する補助金交付要綱について提出は今日になっておりますが、附則では28年4月になっているのは今年度から適用という事ですか。</p> <p>島袋教育部 平良委員おっしゃるように附則の方に、遡及適用ということで提案してござい</p>
--	---

長	<p>す。議決を頂いてからしか交付はできませんので要綱の適用については、遡って28年度の4月1日から適用させていただきたいと考えております。冒頭の説明でも申し上げましたが、既に補助金の交付を待っている方もいらっしゃるので、今年度から適用させていただきたいため、遡及適用でお願いしたいということでございます。</p>
宮城教育委員	<p>補助金交付要綱が明確にできたのは素晴らしいと思います。これまでは内規でもって対応してきたというところですね。私も少年野球とか、様々なところで活用してきた立場の者です。スポーツ少年団の県外派遣ということは、その他の文化的な例えば中学のマーチングとか、バンドとか、いろいろな県外派遣があるかと思いますが、それはここに適用されていないのか教えてください。</p>
島袋教育部長	<p>今回の要綱は、スポーツ少年団に関する補助金の要綱ですが、今おっしゃる文化的な活動の補助金につきましては、所管が指導部でございます。これについては、要綱が去年定められております。</p>
知念教育長	<p>その件について、指導部長。</p>
仲村指導部長	<p>宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱というのが平成27年7月21日に制定しております。学務課が所管になります。中学校の部活動に関しては、教育課程に準じ県外派遣はこちらが補助をしております。小学校に関しては、縛りがございます。運動競技は、文部科学省スポーツ青少年局企画体育課等通知の児童生徒の運動競技によることとなります。二つ目、文化活動については、小中学校研究会等が主催する団体とするということです。前回宜野湾小、大山小、去年は志真志小のマーチングバンドが派遣されておりますので、その補助金は学務課の奨励費から出しているということになります。</p>
宮城教育委員	<p>ありがとうございました。すでに審議は終わっていたわけですね。</p>
知念教育長	<p>補足を、桃原次長お願いします。</p>
桃原指導部次長	<p>学務課が持っている宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱は、教育活動として優秀な成績を修めて県外に行く場合や、中体連が離島で開催するという時に教育活動としての派遣を指導部の方で持っています。宮城委員ご質問の文化的活動の中で、教育的なものでなく、個人での活動については対象外ですが、教育活動、学校教育活動の一環として優秀な成績を修めた場合には、補助金交付要綱に則って派遣費を補助していることを少し付け加えておきます。</p>
宮城教育委員	<p>つい最近と思うんですけど、個人で普天間小学校出身の子がいい成績で全国大</p>

員	会に行った事がありましたよね。新体操だと思いますが、そういうものは個人の活動として、小学校の教育課程の中に新体操という分野はないので、活動はしているのだけど、補助の対象には残念ながらならないということですね。
佐久原生涯課長	新体操の件については、スポーツ少年団に登録されていれば対象になります。
知念教育長	新体操が登録されていれば対象になるということですね。
宮城教育委員	そうすると、先ほどの周知を図る事がすごく大事になると言う印象を受けました。この子供達にも平等に、活躍している一人ですのでこれから行き渡るようになっていくわけですね。
知念教育長	補足を教育部長。
島袋教育部長	これまで内規で運用していたものが要綱で告示するというのは、一般的に公に周知を図る事になりますので、基準をオープンにするということです。宮城委員がおっしゃるように、今後はすべての活動しているスポーツ少年団等に広く周知を図って活用していただければと今回の提案になっております。
宮城教育委員	周知についての要望ですが、どの様に周知するかということです。関係者はよくわかるんだけど、学校を通してするのか、漏れがないようにするにはどうすればいいのか。その辺を生涯学習課でも少し工夫が必要になるかなと思います。広報に出したからいいのではなくて、活動している子供がいると情報を得たらこちらから声をかけるなどをやっていくと良いんじゃないかと思います。
知念教育長	他にございますでしょうか。大城委員。
大城教育委員	今回議案第3号は、制定をしたいとなりますので、教育委員会告示になるわけですね。
島袋教育部長	はい、その通りです。
大城教育委員	今回の制定については、中体連などと学校教育外の対象になりますので、今回は学務課が所管になるということによろしいでしょうか。
島袋教育部長	指導部からご説明申し上げましたように、学校教育に関する活動については、指導部の学務課が所管している補助金で対応します。今回提案させていただいている要綱は、生涯学習課が所管部署になります。ここは、スポーツ少年団に加盟登録している個人、もしくは団体に対するスポーツ活動、優秀な成績を修めたお方に補助をするという内容でございます。

大城教育委員 島袋部長	生涯学習課と学務課が両方でやるということなんですね。 そうです。
大城教育委員	三点目、今回決まれば、第9条で補助金に関する必要な事項となっておりますので、後は教育長の採決となるのでしょうか。
島袋教育部長	この要綱以外に運用の面で明文化したほうが良いという内容がありましたら、教育長決裁を受けて、訓令的な位置づけになるかと思いますが、そういう手続きを踏みたいと思っております。
知念教育長	他にございますでしょうか。諸喜田委員。
諸喜田教育委員	先ほど、遡及して支給されるということなんですけど、すでに費用を使われている団体とかは立替ているのか。手当てなどで暫定的に何かで補っているのでしょうか。
島袋教育部長	これまでもそうだったのですが、実績に基づき補助金を交付をしており、限度額が一人につき4万円。団体については40万円。実績払いであり、領収書等を持って交付しておりますので、これまでも立替払いでした。今年度の適用については、28年4月1日から適用することで、今お待ちになっている団体への補助金を交付するための遡及適用でございます。
知念教育長	他にございますでしょうか。平良委員。
平良教育委員	今年度4月から遡って救済とのことですが、交付する見込みの額をお教えてください。
島袋教育部長	今年度の予算額は、304万5千円となっております。過去2年を遡ると、平成26年度が312万。平成27年度は341万となっております、約300万前後で推移してございます。
諸喜田教育委員	文化の関係は、予算どれぐらいあるのですか。
知念教育長	指導部長。休憩します。 再開いたします。
仲村指導部長	学務課が持っている交付金ですが、予算の裏づけは29年度の予算を立てた時、26, 27, 28の3年間においての実績額のマックスの年を目安としており、大体1200万となっております、これには文化関係の限定ではなく体育系も含まれます。

知念教育長	<p>質疑も尽きたようですので質疑を終わりたいと思いますがご異議ありませんか。ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了致します。</p> <p>これより「宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱の制定について」を採決致します。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
一同	異議なし
知念教育長	<p>ご異議ありませんので本件は原案のとおり承認されました。これにて「宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱の制定について」を終了致します。休憩します。</p> <p>再開致します。本日審議致しました議案等の字句の訂正等につきましては、教育長委任としてよろしいですか。</p>
一同	異議なし
知念教育長	以上をもちまして本委員会に付議されました案件の審議は終了しました。休憩します。
知念教育長	再開します。本日の会議はこれにて閉会致します。お疲れ様でした。